

平成 2 7 年 1 1 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年11月教育委員会定例会議

日 時 平成27年11月25日(水曜日)
午後1時33分 開議 [終了:午後6時10分]

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員(5名)

1番	委員 長	後藤 眞琴 君	
2番	委員長職務代行	成澤 明子 君	
3番	委員	留守 広行 君	
4番	委員	千葉 菜穂美 君	[午後4時50分退席]
5番	教育 長	佐々木 賢治 君	

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長	渋谷 芳和 君
教育総務課参事	大友 義孝 君
教育総務課長補佐兼近代文学館長	
	末 永 裕悦 君
教育総務課長補佐	寒河江 克哉 君
学校教育専門指導員	岩 淵 薫 君

傍聴者 2名

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第3 行事予定等の報告
- 第4 教育長の報告

第5 報告第38号 平成27年度生徒指導に関する報告(10月分)

第6 報告第39号 区域外就学について

第7 報告第40号 指定校の変更について

・ 協議事項

第8 基礎学力向上・いじめ対策等について(継続協議)

第9 美里町学校教育環境整備方針について(継続協議)

第10 美里町総合計画について

第11 第2回美里町総合教育会議について

第12 平成27年第5回美里町議会定例会について

・ その他

第13 平成27年12月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

・ 報告事項

第3 行事予定等の報告

第4 教育長の報告

・ 協議事項

第8 基礎学力向上・いじめ対策等について(継続協議)

第9 美里町学校教育環境整備方針について(継続協議)

第10 美里町総合計画について

第11 第2回美里町総合教育会議について

第12 平成27年第5回美里町議会定例会について

・ その他

第13 平成27年12月教育委員会定例会の開催日について

〔以下、秘密会扱い〕

・ 報告事項

第5 報告第38号 平成27年度生徒指導に関する報告(10月分)【秘密会】

第6 報告第39号 区域外就学について【秘密会】

第7 報告第40号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 3 分 開会

委員長（後藤眞琴君） ただいまから平成27年11月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、大友教育総務課参事、末永教育総務課長補佐兼近代文学館長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は3番留守委員、4番千葉委員をお願いいたします。

日程第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴君） 日程第 2、会議録の承認に入ります。調整された会議録は事前に配付されており、各委員にはお目通しをいただいておりますが、事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、委員長よろしいでしょうか。

それでは、前回までの会議録で、10月臨時会、10月定例会の2つの会議録を委員の皆様方に配付しておりました。

本日までに修正等の連絡が入っておりますので、その部分をまず報告させていただきたいと思えます。

まず、10月臨時会の会議録でございます。

ページは9ページ目でございます。上から6行目から7行目にかけて、委員長が発言しているところでございます。かぎ括弧がついている場所が、これは調整する段階にはわからないことですが、「産業が発展し」の後にかぎ括弧がついておりますが、そのかぎ括弧を下段の「暮らしができるまち」までとしたほうが、文章としてはつながるということでしたので、そのように修正させていただきたいと思えます。

また、14ページでございます。これも委員長の発言しているところでございますが、上から2行目です。「住民がみずから行動できる学習活動環境を提供とか」となっておりますが、この

「提供」の後に「する」という言葉を入れたほうがわかりやすいということだったので、「提供するとか」に追加させていただきたいと思います。

続きまして、17ページでございます。17ページの下から15行目でございます。成澤委員が発言しているところでございますが、「当たり前なのが、当たり前にも暮らすことができなくなっているというようなことが目の当たりにして」となっておりますが、この「が」を「を」に修正させていただきたいと思います。「できなくなっているというようなことを目の当たりにして」のほうが、意味が通じるということでございます。

続きまして、10月定例会の部分でございます。修正箇所が1カ所ございます。

20ページの上から8行目でございます。これも後藤委員長が発言している場所でございますが、7行目から8行目にかけて、「これは何か戦略のような気がいます」となっていますが、これは「い」と「し」の打ち間違いでございます。「これは何か戦略のような気がします」というふうに、修正させていただきたいと思っております。

以上が、きょうまでに各委員のほうから修正の連絡等があった箇所でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいま報告がありました会議録の修正などについて、説明があったことを含めまして、会議録の承認をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは前回の会議録は承認されました。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、報告事項に入る前にお諮りします。

以前の定例会において申し合わせをしましたが、非公開事項となる秘密会については、日程の最後に行うことにいたします。そして、本日の日程第5、報告第38号生徒指導に関する報告から日程第7、報告第40号指定校の変更については、個人情報を含む議事であり、非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第38号から報告第40号までは秘密会とし、議事進行としては、その他の次回定例会の開催日決定後に行います。秘密会においては、傍聴者の皆様の退室をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。報告事項日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事前にお配りしました美里町教育委員会行事予定表平成27年12月分を説明させていただきます。重立った行事のみを説明いたしますので、全ての説明ではないことを御了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に沿った説明につき詳細省略〕

- ・12月1日 第6回教育長連絡会
- ・12月2日 遠田警察署管内学校警察連絡協議会研修会
- ・12月3日 園長所長
- ・12月5日 国際交流事業報告会
- ・12月8日 午前：校長会、午後：生徒指導連絡協議会
- ・12月12日 南郷図書館クリスマスおはなし会、19日土曜日には、
小牛田中学校PTA主催教育講演会：「ネット依存の危険性」
- ・12月15日～17日 町議会定例会
- ・12月18日 中学校2学期終業式
- ・12月19日 近代文学館でクリスマスおはなし会
- ・12月22日 小学校、幼稚園2学期終業式
- ・12月28日 仕事納め（委員長出席）

「学び支援事業」中学生週末学習会、小学生対象ウインタースクール開催

1月4日 仕事始め、辞令交付式（委員長出席）

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

なければ、行事予定等の報告を終わります。

報告事項 日程第4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って報告申し上げます。きょうは議題がいろいろ豊富なので、概要のみ報告させていただきます。

まず1番目、11月校長会定例会での主な指示事項ということで、裏面に抜粋して印刷をしま

した。

1点目は、12月を迎えるので、そろそろ学校評価の実施をする時期になります。3学期は総反省と次年度の準備の学期とよく言われておりますので、今やっているとは思いますが、内部評価・外部評価、学校関係者等と実施してほしいということをお話ししました。

それから、2点目の県教委からの主な指示事項であります。人事については十分慎重に、ブロック会議等も終わっていますが、本人への説明などしながら慎重にやってほしいということをお話ししました。

それから、大きな3点目の学力向上対策につきましては、3つほどそこに書いてありますが、特に指導主事訪問、不動堂中1校を残しまして、来週の月曜日ですか、それ以外の小中学校は終了しております。年に1回、あるいは2回している学校もありますが、指導主事から指導いただいたこと等を十分理解し、そして検証し、授業改善に努めてほしいと。それが学力向上に結びつく最大の力になりますよという確認をしました。

それから4点目、安全管理運営等につきましては、特に(2)番目の不登校等やいじめ問題への対応。後ほど秘密会で岩淵先生からお話が出ますが、不登校といじめの関連性です。学校に来なくなったのはいじめがあるからではないかとか、そういった点で十分先生方もアンテナを高くして保護者と連絡を取り合いながら、子どもたちの安全・安心を確保してほしいというお話をしました。

それから、安全管理運営では4点目です。スクールバスの運行について、いろいろ運転手と子どもたちとの関係で、余りよくない報告がございました。その後、学校と十分連絡を取り合いながらやっていますが、対策として、運行日誌をつけていただいております。学校は学校として、子どもたちの役割分担とか、そういった形で今やっておりますが、まだちょっと騒ぐ子どもがいる、あと忘れ物が多いとか、そういったことが日誌に書かれたことを各校長先生方にお話をして、そして各学校でもう一回点検をしてくださいということで、でも大分改善は図られているようです。子どもたち同士で声をかけ合う、先生方も十分指導をする。運転手の方々も学校との連絡を密にしながらやっていくと。そういった形で、これは毎月校長会で確認していきたいなというふうに思っております。

それから、大きな5点目につきましては、(1)番目の教員補助員と特別支援教育支援員の設置要綱、今見直しをかけていますと。それで、来年度に向けて内容を口頭で概要だけをお知らせして、要綱ができ次第、先生方に示しますということで予告はしてあります。

校長会で、以上を主にお話ししてきました。

表にお戻り願います。

それから、主な行事、会議等ですが、大きな行事としましては、10月30日、原子力防災訓練。これは町民と、それから町内の小中学校、幼稚園も含めまして一斉に実施しております。子どもたちへの意識化が図られたのかなというふうに思っております。

それから、3日、ひとめぼれマラソン大会が実施されております。町内の小中学生も多く参加しています。総勢1,100名を超える参加ということで、本当にすごい盛り上がりのある大会だなと思っております。

あと、9日、10日、13日と学校再編についての意見交換会。教育委員の皆様にも出席いただいております。

12日、町P連の懇談会が実施されております。そこでいろいろ質問があり、教育委員会の主な役目などの情報交換を行っております。

それから17日、教育委員の皆さんと懇談会を実施してあります。主に学校再編についての懇談を実施しております。

20日、美里町表彰式が10時から文化会館で実施されました。委員長と教育長、そして次長がその式典に参加しております。

その日の午後、美里町就学指導審議会を南郷庁舎で実施しております。新規に審議した子どもが16名でしたか。幼稚園も含めまして、幼稚園から小学校1年生に入る子ども、発達障害あるいは知的障害、自閉、情緒障害等々、課題を有する特別に配慮を要するだろうという子どもたち、一人一人説明をしていただき審議をしております。

それから、幼稚園のお遊戯会、21日がなんごう幼稚園。今後の予定に書いてありますが、28日がこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園で予定されております。

それから、24日、美里町子ども議会。昨日、子ども議会を実施。本当にすばらしい子どもたちの堂々とした態度ですね。子どもが議会方式で質問する等々、きょうの新聞にも早速載せていただいております。委員長、教育長、渋谷次長が議会のほうに出席しております。

今後の予定につきましては、そこに書きましたとおりです。よろしく願います。

以上です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に、何か質問などございますか。

（「なし」の声あり）

なければ、教育長の報告を終わります。

それでは、先に協議しましたとおり、報告第38号から報告第40号までは秘密会となりましたので、議事は最後に行います。

協議事項 日程第8 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） それでは、協議事項に入ります。日程第8、基礎学力向上・いじめ対策等について、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） それでは、私のほうからお話し申し上げます。

初めに、基礎学力向上の関係で、12月の広報に載せる原稿ということで、この間、前回の委員会のときに、全国学力・学習状況調査の原稿を審議いただきました。それで、訂正箇所が何カ所かありましたので、委員長さんから指導いただきまして訂正いたしましたが、紙面がA4の2ページ、見開きで2ページ分しかないということで、大分削除させていただきました。

その結果、そこに書いてある、差し上げておりますプリントということになりました。委員長のほうから、表現的に、悪いところだけでなくいいところも出したらいいいのでないかというようなこともあって、大分表現はやわらかくなっているところがあります。

それから、委員の方々から、改行したほうが読みやすいという点も指摘があったのですが、行数の都合でどうしても改行するとあふれてしまうというようなことで、できずにそのまま載せてあるところもございます。

内容については、大分精選してわかりやすくしたつもりではあるのですが、目を通していただいて、ここは絶対譲れないといいますか、直したほうがいいというところがあったらお話しいただければというふうに思います。以上です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

何かございますか。

2番委員（成澤明子君） すごくわかりやすくしていただいたと思いました。

それで、裏面ですけれども、中学校の（1）国語の一番下です。「重要性を指導することも有効です」というところがありますけれども、今までの文章がずっと、「引き続き必要です」とかという言い方をしているので、ここも例えば「指導していきます」とかのほうが、何というか、自分たちがやっていくという気持ちを感じられるのかなと思いました。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ありがとうございます。

2番委員（成澤明子君） あと、数学の一番下ですけれども、「指導法を改善することが必「用」です」は、「要（かなめ）」だと思います。

それから、あと1つだけですけれども、学習状況調査質問紙調査結果のところの3行目ですけれども、「一方で、テレビ、ビデオなどの時間が」というところですが、このところの一番下が「ゲームやTV、スマホ」のところ「TV」になっていて、こっちが片仮名なので、どちらかにしたらいいのかなと思いました。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） はい、わかりました。

2番委員（成澤明子君） それで、「一方で、テレビ・ビデオなどの時間が長く」というところは、「長いこと」にしたほうがいいのかなと思ったりしました。「やり遂げること」となっているので、「長いこと」、あとは「やり遂げること」というのが、「長いこと」のほうがいいのかなと思いました。以上です。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴君） あと、ほかに何かありますか。

これは僕も自分で訂正して申しわけなかったのですけれども、今のテレビ、このTVですね。「等の時間」というところの「の」を「等を見る」ですか。「等を見る時間が長く」と、「の」を「を」に置きかえたほうがいいかなと思ったのですけれども。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますでしょうか。

それでは、その点をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ありがとうございました。

委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。そのほか、質問はありませんか。

ないようですので、それでは修正・追加した事項を含めて、学力・学習状況調査結果は12月広報への掲載を行います。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） すいませんが、委員長。いじめ防止の取り組みについては大友参事から説明がございますので、よろしくをお願いします。

委員長（後藤眞琴君） いじめ防止等に関する取り組みについての説明をお願いいたします。

教育総務課参事（大友義孝君） それでは、説明をさせていただきます。

美里町いじめ防止基本方針ということで、教育委員会では1月に方針を策定済みであったということを私は知りませんで、さきに案を提出させていただきました。大変失礼申し上げました。もう策定済みであったということなので、その中で記載されている中身、教育委員会のいじめ防止基本方針を見ながら、条例案のほうの修正を加えてございます。

そこで改めまして、いじめ防止についての方針につきましては、法律で決められている部分を見ますと、地方公共団体が策定するように努めるというふうな中身になってございますので、したがいまして町が策定をするということになります。もちろん教育委員会のほうでは基本方針は持っておりますので、それを町のほうと、町長部局のほうときちんと整理した中でこの基本方針を定めるべきであるというふうに判断いたしまして、改めて美里町いじめ防止基本方針（地方公共団体版）という形で整理をさせていただきました。

中身につきましては、教育委員会で持っております方針と何ら変わりはありません。ただ、一部、1ページの目次があるのですが、この中で一番大事だなと思っておりましたのは、家庭の役割と地域の役割という部分が、ちょっと字体の違うところで書いてございます。これは、中身を見ますと触れてはいるのですけれども、改めて項目出しをしてその役割を明確に示したほうがいいのではないかということで、どのような形にするかという部分を見たときに、なかなか絞り切れませんでしたので、現在のところ、その部分に関しましては、これは茨城県の方針のほうにきちんと乗っかっている部分がございます。その部分は載せてございます。

それを美里町バージョンに置きかえていくというふうな考え方で作成したものでございます。

なお、この部分については教育委員会でいろいろ議論をした上で、町が定めるものですから、町長部局のほうこれでいいというふうな形にしなければ、この方針というのは決定ではないということになりますので、その部分については総合教育会議の中で議論をされまして、そして策定したというふうな形にはしなくてはならないというふうに思っております。

ただ、このいじめ防止基本方針というのは、中身を見ますと、委員会を3つつくるような中身に方針はなっておりますので、その委員会の制定につきましては条例案ということで提案をしなければならないことになります。したがいまして、提案をいつするかというふうな部分になってくるのですが、それ以前に、いじめ防止基本方針という部分については町が定める方針ですから、パブリックコメントが必要ではないだろうかというふうなところもあるわけです。

その部分については、やるということになれば時間が今度はちょっとかかってきますので、意見を募集して修正を加えて成案というふうな形になりますから、それでいきますと、委員会をつくる条例案については、3月議会の提案は無理だろうなというふうに思っています。早くて6月になるのではないかなというふうに思っております。

そこで、条例を議会に出すときは、パブリックコメントを募集しているのですね。それで、今お話ししましたとおり、3つの委員会を設置するに当たりまして、その条例に対してパブリックコメントをいただいても、方針は先にあるものですから、その方針についてやるのであれ

ば、パブリックコメントは方針について求めるものではないかなというところがございます。

このところについては、町長部局の担当と今後詰めていかなければならないなというふうに思っております。

まずもって、公共団体が定めるべき基本方針を、いいのかどうかというふうな議論が今後必要であるということでございます。

まだ完全なものではありませんので、今後、地域の役割、家庭の役割という部分を明確に直しまして、提案をしていかなければならないだろうというふうに考えております。以上です。
委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの件について、何か質問等ございますでしょうか。

それでは、僕のほから。これを読ませてもらったのですけれども、クエスチョンマークがついているところは、これは後で直して、例えば9ページのところの専門期間、例えば児相とかいうようなところ。それから、5ページでは、町と教育委員会を分離できないかというところ。こういうところは、改めて出していただけるのでしょうか。

教育総務課参事（大友義孝君） そのことにつきまして、事務局で考えるものは、ここが限界だと私は思っているのです。これは、先ほども言いましたように、地方公共団体が定める方針であって、教育委員会ではありません。したがって、町長部局ではどう考えるのかという部分をはっきり聞かなければならないわけです。その上で訂正をかけなければならないと。

教育委員会としてはこれでいいのでないかなというふうな案を、まず一番目の案を示したわけです。それはなぜかといいますと、1月に教育委員会では策定済みですから。それをすんなり書けばそれでいいのですけれども、それをすんなりここまでくる上で、やはりここは分けたほうがいいのでないかと、それから先ほども言いましたように、地域の役割をさらに項目出したほうがいいのでないか、そういったことがありますので、教育委員会はもういいのですよ。

町長部局、地方公共団体、つまり町が方針を定めるのですから、町の意見を聞かないと方針は決定をできないと、そういうふうな部分なので、これは町長部局の意見を聞いて手直しが必要だろうという意味でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。そうすると、前につくったいじめ基本方針、これが美里町教育委員会という形でできていますね。そうすると、前のものは、何といえますか、取り消すようなことになるのですか。

教育総務課参事（大友義孝君） 教育委員会で作っている方針については、何ら変える必要はないと思います。それをもって、ここに写しかえて、中身は同じことを書いてあるのです。

ただ、その中で、先ほど言いましたように、ここは分けたほうがいいのではないかなという部分を分けるだけですので、そんなにシビアに考えなくてよろしいのではないかなと思っております。

委員長（後藤眞琴君） では、2つ持っていてもいいわけですか。

教育総務課参事（大友義孝君） はい。ただ、委員長が心配されるように、必要とならば、町、地方公共団体が定める基本方針がこれでいいとなれば、教育委員会で持っている方針も直したほうが、字句の訂正とか、そういった部分は直したほうがいいのではないかと。そのような準備は済んでおります。

委員長（後藤眞琴君） わかりました。どうもありがとうございます。

では、取り扱いのほうはそういうふうにしてよろしいですか。では、よろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

そのほかに質問はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、修正・追加した事項を含めて、学力・学習状況調査結果は12月広報への掲載をお願いします。

また、いじめ防止等の取り組みは、継続して協議を進めます。

協議事項 日程第9 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第9、美里町学校教育環境整備方針について協議します。事務局より、本日の協議内容について説明をお願いいたします。

〔資料の配布あり〕

教育総務課参事（大友義孝君） では、資料が配付されたようでございますので、説明をまずさせていただきますと思います。

今、2つの案をお示しさせていただきました。一つは、美里町学校再編ビジョンでございます。もう一つは、美里町学校教育環境整備方針の案ということで、2つの案をお示しさせていただきましたが、まず前段でお話をさせていただきたいのが、学校教育環境整備方針につきましては去年の3月5日に議会で一般質問をいただいております。その際、当時の教育次長は、学校教育環境審議会の答申をまだいただいていたものではなかったものですから、いただいて、教育委員会が教育環境整備方針を今後策定していきますと答弁しております。

また、26年度の施政方針、これは去年の3月に議会で町長が示したものでありますが、その

中には、答申をもとに施設の統廃合も含めて検討を重ねて、学校教育環境整備方針を策定してまいりますというふうに述べてございます。

その上で、ことしの3月、27年度の施政方針におきましては、12月までに学校再編ビジョンをお示ししますというふうな施政方針になっております。これは委員の皆さんご承知のとおりだと思います。

そこで、学校教育環境整備方針と学校再編ビジョンは何が違うのだということになってくると思うのですが、当時考えられたことは、学校教育環境整備方針というのは学校の再編だけではありません。これは、これからお話しします学校教育環境といったときには、学校の内部の環境と社会全体を取り巻く外部の環境があるのではないかとということが考えられます。それを、美里町教育委員会ではどういうふうな方針でいくのかということをしかりと確認をした上で、全体の流れからすれば、学校再編ビジョンをつくって学校の統廃合も考えていかななくてはならないだろうというふうな流れになるはずなのです。

そこで、環境整備方針のほうにつきましては、総合計画の策定が27年度で行われることはもうわかっておりましたし決まっておりましたから、そこに環境整備方針を盛り込むというふうな流れ、スタイルが一番いいだろうというふうなものでございました。

そういった部分を踏まえて、ひとつ整理をしてみたいということで、今現在、2つの案をお示しさせていただいたのですが、まずことしの12月までにお示しすると言いました美里町学校再編ビジョンにつきましては、2ページ目のはじめにというところを読んでいただきますと、ちょっと太い字で、美里町学校教育環境整備方針は美里町総合計画の推進を図るため云々と書いています。ですから、環境整備方針が前段にあるということです。そして総合計画があるのだと、大きい部分があるのだというふうにこれは見えるわけですね。それで、美里町総合計画がもう審議済みでございまして、それが、町の総合計画の確定となれば、この環境整備方針と同じことが入っていれば、これは要らなくなるのではないかなというふうなところも考えられるわけです。

そこで、このビジョンの前に、もう一冊のほうの美里町学校教育環境整備方針案のほうを先におさらいしてお話をさせていただきたいのですが、表紙に、総合計画と一緒にあれば不要ではないかということをやっとメモで書いています。完全なものではないということをご理解していただきたいと思います。そして、ボリューム4ですから4回目の手直しをしていますよと。私なりの改正ですから、余り気にしなくて結構でございます。

それで、ページを開いていきますと、1ページ目に目次がございます。全体の流れを見てい

ただきたいのですが、はじめにという部分については、これはこれまでの何のためにこの方針をつくるのやという部分を書いてございます。

それで、大きい2つ目の部分については、安全安心な教育環境の構築をするための取り組み、これは文部科学省で示していただいているものでございまして、そのままずばりこれは書いたほうがいだろうということで、3つほどあります。いじめ・体罰の対応、子どもたちの安全の確保、地域で子どもを育てる体制づくり、これを見ただけでも内部と外部に分かれるのではないかなというふうな推測ができるわけです。

大きい3つ目としましては、基本理念です。

4つ目は、各学校における現状と課題と、それをどういうふうに改善するのか。

それから、5つ目は、それをもとに環境整備方針はどういうふうにしたらいだろうかと。

それから、6つ目は、具体的にどういうふうに整備したらいいのかというふうに、ちょっと分けてみたのです。

ただここで、4つ目の各学校における現状・課題につきましては、なかなか各学校の現状と課題と方策といいますと難しいのですね、いざ書くとなると。それで、今ちょっと私の案で申しわけないのですが、小学校の課題は全体を通してこうではないかと。だから、それをこのようにしていったらどうかというふうに、小学校と中学校に分けて整理するほうが、かえっていいのではないかなというふうに感じているところでございます。

そして、整備方針のほうでは、学校の内部環境については、11ページ目から載せているわけでございますけれども、まだ小さい項目になってきますと書ききれなくて、クエスチョンマークがあったり空欄であったりというふうなところがあるのです。それで、何とか事務方として考えられる部分は盛り込もうと思ひまして、頑張っ書いてみたのですけれども、やはりこれは教育者の目から見た部分で書く部分もあるのだろうというふうに思っておりまして、なかなかこれ以上前に進まないのが現状であったということを理解いただきたいと思ひます。

それで、その内部と外部のそれを表にしたときにどうなるのだということは、最後のページに、16ページに書いてございまして、このような図表になってくのではないかなというふうに思っております。先には、美里町の教育基本方針というのがありますので、これは崩れることはないはずであります。その前段に持っておいたのが、この内部と外部の関係であるというふうに認識をいただきまして、まとめとしては、先ほどの学校の統廃合は必要であるというふうに感じているから学校再編ビジョンを示していくのだというふうに、この環境方針のほうは結論づけた形の案というふうになっております。まだ書き切れていない部分については、勘弁

をいただきたいというふうに感じております。

それをもとに、再編ビジョンのほうに今度は移りますけれども、1ページのほうは目次でございます。これを見ていただきますと、はじめにというのは、何でつくるのかということ。

そして、2つ目については、基本理念です。

3つ目は、学校再編の必要性と学校の統廃合。なぜ必要なのだと。そして、これまでの経過。これはもう、必要性を感じて学校教育環境審議会で諮問して審議をいただいたわけです。必要性はもうとっくにわかっていたわけです。それを活字としてあらわしていなかったということなのです。それをここでしっかりとあらわしたほうがいいということで、審議会からの経過を踏まえて、答申はこういうふうな内容だったよという部分を示したわけでございます。

それを受けて、教育委員会ではアンケートの調査を行い、この答申をもとに意見交換会を実施してきております。それらはどういうふうな意見であったのか、これはビジョンの中に加えるべきでないかなというふうに感じまして、抜粋でありましたが掲載をしております。

そういうふうに意見をいただいた上で、再編ビジョンはどう考えるかというふうになりますと、一つはハード面、2つ目はソフト面というふうになってくると思います。

それを今度はどういうふう to 実施していくかという部分を10ページ以降に示したわけでございますけれども、その部分については、示し方が、ちょっとスケジュールなんかを見ますと、余りにも漠然とし過ぎて、なかなか示し切れないのではないかなというふうなところは今感じてございます。

一つ一つ見ていきますと、結論は7ページからです。7ページからは、いろいろと委員の皆様からも御意見があったように、ハード面としまして、小学校と中学校を分けました。

それで、内容につきましては、現在の6校を1校にせざるを得ない状況が到来することを視野に入れて考える必要があるというふうに、これは方針です。そして、経過措置として、現在の6校を中学校区に1校ずつの3校に、できるだけ早く再編することが望ましいと。その理由はという部分で、右側に書いてございます。

そして線で囲ったのが、既存の校舎を利用するというふうな前提に立っていったときに、大規模改修とか増築とかが今度は考えられてきます。その部分の概算費用というのがどれくらいかかるのだろうかという目算もこれは立てなければならぬだろうというふうに思いますので、その部分については何ら積算しているわけでもありませんし、示すのであれば細かに設計をして単価を持ってきて概算費用は出していかなければならぬのではないかなというふうに思うところでございます。

8ページにつきましては、中学校の部分です。現在の3校を1校にできるだけ早く統合することが望ましい。そういうふうな方針で、その理由は右側に書いてございます。そして、同じように、概算費用は必要ではないかということを示してございます。

そして、ソフト面になりますと、9ページになりますけれども、小中学校共通であります。大きくここでは全学年30人未満。35人といういままでの案がございましたけれども、30人未満の学級編制を目指してはどうかという部分でございます。

それから、学習形態の多様化によりまして、少人数指導の実施を行うと。その理由は右側になります。当然、30人未満の学級を確保するということになりますと、今、宮城県で示されております先生方の配置の部分でいきますと、35人もしくは40人でなされてございますので、30人学級にすると先生は足りなくなる話になります。その場合、本当にやるのであればどれぐらいかかるのかと、人件費になってくると思うのですが、そういった部分もやはり費用の部分で示さなければいけないのかなと。

そこで、何もしないで、現在校のままでやった場合どうなるのか。そして、統合した場合、前にハード面で統合ということを示しておりますので、実際に統合したときにどうなるのか。

その場合においても、例えば9ページの一番下の四角い箱の中で、小牛田中学校区の中で今小学校は3校あります。この中でも、1校にするのであれば、小牛田小学校を利用した場合はどれぐらいかかっていくのか、北浦小学校を利用した場合はどれぐらいかかるかという、この部分については、わざわざこういうふうに表示なくてもよかったのですね。というのは、小学校が変わっても人数は変わらないので、クラス数は変わらないので、ちょっとこの表も余計なところまで入れてしまっているというところもございます。そういった中身でこの9ページは整理をしてみた。

それから、10ページ目については、実際に実施する場合にどういったことに気をつけていかなければならないのかというのが、一つ目の再編に係る人的配慮です。ここには大きく3つ書いてございます。

それから、2つ目の具体的なスケジュールと10ページの一番下の表、これは同じことを書いているのですね。この部分をどういうふうに整理したらいいか。余りこまくすると、もっともこまくできるのです。それをどういうふうな示し方をしたらいいのかという部分については、まだ私の中でも釈然としていない部分がございます。

つまり、保護者の皆さんや地域の皆さんのお話をいただいて、いろいろな理解が示された部分でスタートを切っていく方法もあるということを念頭に置きますと、なかなかこのスケジュー

ールという部分については確定できない部分があるのだろうなと思っております。

そこで、1期目と2期目と3期目というふうに大きなくくりで示す方法もあるだろうというふう感じておまして、まだこの表の部分については、はっきりと今お示しし切れない点がございます。ここに示した矢印の部分については、あくまでも参考で書いていますので、こういうふうにするのだよというふうな形で捉えていただかないほうがいいですね。

こういうふうな表であらわしてはどうかというイメージであらわしておりますので、誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

それから、最低限の資料としまして、学校の変遷、それから学校の規模、それから児童・生徒数の推定一覧ということで、これは意見交換会などでその一覧などは示しておりますので、それをビジョンとして考える上では必要最低限の資料だというふうに思いまして、検討したという流れでございます。

きょう初めてこのビジョンを委員の皆様にお示しておりますので、中身を見て意見を出すことはなかなか難しいのではないかなと思いますが、もう11月25日でございますので、何とかここまで持っていったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明や今後の進め方等について、意見や質問などありましたらお願いします。どうぞ。

3番委員（留守広行君） 再編ビジョンの9ページ。現在校での概算費用ということで、小学校のほうでは5校載っているのですけれども、南郷小学校が抜けているのは何か理由があるのでしょうか。

教育総務課参事（大友義孝君） 一番下の表ですね。

3番委員（留守広行君） ソフト面の30人未満学級の経費のところ、小学校が5校で南郷小学校が抜けているのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

教育総務課参事（大友義孝君） 申しわけございません。理由はなくて青生小学校の下に、南郷小学校を入れていたのですが、間違っって削ってしまったのです。

申しわけございません。間違っって消してしまったということで、ご理解ください。

委員長（後藤眞琴君） 今もらったばかりで意見を述べるのは大変かと思うのですけれども、どうぞ。

2番委員（成澤明子君） 同じページですけれども、現在校での概算費用と統合した場合の概算費用ということで、小牛田小学校が上にあって、あと下にも小牛田小学校を利用というのが

あるのですが、上の場合と下の場合の数値が同じになるから下は要らないということの説明でよかったのでしょうか。同じことだから。

教育総務課参事（大友義孝君） はい、そのとおりです。同じことです。

2番委員（成澤明子君） はい、ありがとうございます。同じように、少人数教育の経費も同じことなのですね。

教育総務課参事（大友義孝君） はい、そうです。委員長さん、いいですか。ただいま質問いただいている9ページの関係は、前段にクラスは何クラスになるのだということを示さなければわからないのですよね。それをどういうふうを書くのかということも議論のところだったのです。

別途これは、9ページでこういうふうな表し方をするよりも、別表で大きくわかるように表す方法のほうがいいのかなど、思ったりしていたのですね。

委員長（後藤眞琴君） まず、先ほど大友さんから説明がありましたように、この学校教育環境整備方針というのを、これをまず決めた上で再編ビジョンを考えていかなければならない。そういう手続でやっているかと思うのですけれども、その整備方針について、僕もうっかりして、皆さんに協議していただくようなことをしていなかったのは、これは大変申しわけない。

僕は、この整備方針は、再編はやむを得ないのだと。だから再編はどうするかというときに、再編はやむを得ないのだというときは、それが整備方針になるのでないかという捉え方をしていましたので、この大友さんがつくっていただいたのを見て、「ああそうだと」。本当にもうちょっときちんとしておかなければならなかったのだというのを、今日の説明をしていただいて痛感しております。

それで先ほど僕は、1時間ぐらい前に来まして、本当に急いで読ませてもらったのですけれども、本当によくできているなど。僕がとても気がつかないようなところまで、この整備方針のほうに載っているなどと思ひまして、その辺のところ、まず何かといっても今すぐに意見はなかなか出しにくいかとは思うのですけれども、それを踏まえた上で再編ビジョンのほうに移ってはどうかと思うのですけれども。

実は、再編ビジョンについて、あした教育長さんと僕とで、町長さんと副町長さんに説明に上がるということで、それで町長さんに時間をつくってもらっているのです。その辺のところ、一応この基本方針を大友さんの案でよいかどうかを協議した上で、再編ビジョンに入って、これで説明、あくまでも教育委員会の案として。

それで基本方針のほうは、案ではまずいところが出てくるかなとは思っておるのですけれども、そういうかなり無理なお願いですけれども。

教育総務課参事(大友義孝君) 委員長さん、よろしいですか。発言を許していただいたので、私が思うところをさっき前段で言いましたけれども、私は議会で一般質問に答えています。それは教育委員会の答弁と同じことです。私の個人的意思ではないということでお話をしたつもりであります。そのときは、学校教育環境整備方針を策定するのだということを述べたわけですが、現在は美里町の教育基本方針というのがベースになっています。これは崩せないわけです。そして、現在進行中であります美里町総合計画があります。これとこの2つの中でいいのだと、それで用は足りるのだと。美里町の学校教育についてはもう決めてあるのだというふうな認識に立てばいいわけです、これがなくても。

ただ、再編統合を考えていくというところはどこにもないのです。だから、再編ビジョンの中にそれらをもう少し具体的に、なぜ再編ビジョンが必要なのだという部分に肉づけをして述べれば、基本方針がなくてもビジョン一本で済むというふうなことも考えられたわけです。私はそう思っているのですが。

ただ、個人的な意見ではいけないので、教育委員の皆さんに判断を委ねたいという気持ちでこれはつくったのです、2つ。そういう気持ちをご理解いただければと思います。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。

それでは今の点で、この学校教育環境整備方針と、これが基本になっている美里町の教育基本方針、それとあと総合計画ですけれども、それがあれば、そこに述べられているので、この基本方針、教育環境整備方針というのはそこで述べてあるというふうな捉え方もできるということなのですから、その辺のところでもちょっとお考えをよろしくお願いいたします。

教育長(佐々木賢治君) これを策定するときに、大友参事をお願いをしたのですけれども、再編ビジョンについて今こういうふうに教育委員会でやっていると。それで、当然この環境整備方針があって、これに基づいて再編ビジョンを策定するのだと。その流れはやっぱり変えられないのですね。ですからこれを今、大友参事は、こちらに、再編ビジョンに肉づけすれば整備方針を新たにつくらなくてもいいというようなお話がありましたが、私はやはり別につけていただいて、そういった理解をお願いしたいなと思います。整備方針があって、その中で当然、いろいろ説明がありましたが、内部環境、外部環境、その中で再編ビジョンが、再編がどうしても必要になってきたと。そういった一連の流れですね。それはやはりきちっと押さえておかななくてはいけないのかなと思っておりますので、その辺、教育委員会としての方向づけ

をまとめていただければと、むしろお願いしたいと。

教育総務課参事（大友義孝君） 委員長さん、ちょっといいですか。

教育長さんから大変ありがたい言葉をいただいたのですが、私も気にするところは、方針というのはある程度の道筋を、方向性を見出すものなので、パブリックコメントというのが頭にひっかかるのですよ。そうしたらもう遅いというところが、どうしても頭の片隅にあるのです。

それを待っていたら、ビジョンを策定するのは3月、4月にずれ込んでいくよと。そういったことをちょっと危惧しておるのですよ。でも、気持ちの上では、もうこの答申を受けた時点から、地域の皆さんの意見を聞いていこうやというふうにもう意思統一されているわけです。

ですから、それ一本で今までできたわけなので、もう段取り、手続でそういった部分については12月までにビジョンを示すとするならば、この方針の策定については、ちょっと時期はずれってしまったというふうに私自身思っているのです。でも、私は議会で答弁していますからつくったのです。ということだけをご理解いただきたいのです。約束は、議会というのは町民への約束ですから。それはしっかりとしないとだめだというふうに私は理解しております。

委員長（後藤眞琴君） ちょっと休憩したいと思うのですけれども、よろしいですか。

午後 2時43分 休憩

午後 3時28分 再開

委員長（後藤眞琴君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、まとめさせていただきます。

いま再編ビジョンを考えているのは、今ある総合計画に基づいて再編ビジョンを考えておりますということで、進めていきたいと思えます。

それで、次は美里町学校再編ビジョン、これについてきょう大友参事から示していただいた案について、いろいろ協議していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

教育総務課参事（大友義孝君） 委員長さん、よろしいですか。

ビジョンのほうの金額を示す欄、下段の箱欄があるのですけれども、例えば7ページの下に、概算費用の部分があるのですが、これらの金額の部分は、現在ちょっと書き切れないので、削除したほうが現段階ではいいのかなと思うのですが。金額を示せない段階でここだけを入れても、ビジョンの案にもならないのではないかなと。

委員長（後藤眞琴君） みんな概算費用は削除すると。

教育総務課参事（大友義孝君） はい。そして必要なのですが、現段階としては示しかねると。

委員長（後藤眞琴君） 最終的には、これは示さなくてはならないと。

教育総務課参事（大友義孝君） ええ。これはやっぱり、どれぐらいかかるのだという目算がないと、判定もできないわけです。ですから、これは必ずしなくてはならないのではないかと思います。

ただ、それ以前に教育委員会がつくった左側の内容の部分。こういうふうにいるいろいろな保護者、それから地域住民の方たちに意見を聞いた中で、教育委員会としては、ハード面では小学校はこう、中学校はこう、ソフト面としてはこういうふうなことを教育委員会としては考えましたと。これが教育委員会としての方針ですということになればですが、理由も書いておりますので、それを今後確実に実行するためにはどういうふうにしていくか。それが10ページのほうになってきますから、それを今度は具体的に展開していかなくてはならないわけです。

そのときには、またこのビジョンに対して、意見交換会は必ずしなければならないと思うのです。それを繰り返し、繰り返しやっていくと。ただ、意見を聞いただけで最後が見えないのではだめだから、これはここで決めますというふうなところを10ページの最後にある部分で示せばいいなというふうに思ったのです。いつまでも、10年も20年も先なのかということではなくて、教育長からも言われておりますように1期、2期、3期とか、1期は中学校が先だよと、ここまで決めるよと。2期は、次は小学校だよ、ここまで決めるよと。そういうふうなし方のほうがいいのだろうなというふうに感じて、10ページ目は2番目の具体的なスケジュールと実施期間というのを書いてみたのですけれども、そういうふうな意味合いで捉えていただきたいと思います。

教育長（佐々木賢治君） 委員長、今のことに関連して。大きな考え方なのですけれども、再編ビジョン、いわゆる方向づけ、大きな方向づけ、住民からいろいろな意見を聞いて、教育委員会でそれをもとにビジョンを策定したと。これがまず第1段階ですよね、今求められているのは。

それで、それが決まれば、次は再編計画とか、実際具体的に成ろうかと思うのです。できるだけこの表を、はっきりしたものをこことこことか書きたいのですが、まだ現段階ではそこまで書けない状況だと。再編計画、あるいは実施計画ですか、再編計画の段階では、当然予算的なものもきちんと示さないとまずいのかなと。

ですから、それも長く10年先、20年先ではなくて、これは前々からお話しされている5年スパンとかそういった大きな流れでやらなくてはならないのかなと。そういう意味で、この数字はまだちょっと危険だなと思って、のせる段階ではないなと、金額です。そういうことで今、

大友参事にお話ししました。

委員長（後藤眞琴君） これは教育委員会で概算というのを、僕は概算というと大まかなものを考えて、かなりのずれがあってもやむを得ないのでないかと。教育委員会で計算したのではこうですと。それがひとり歩きしないように、これはあくまでも教育委員会で考えてこういうもので出したのであって、実際のお金とはかなりずれが生じるかもしれないということを理解してもらって、出したとしたら。

それでない、あと数字がひとり歩きして、もっともったかかるとかということとは避けなければならないのですね。本当にずれが生じないような計算は、教育委員会では無理ですよね。

教育総務課参事（大友義孝君） いつまでにそれを示すかというのが問題になるかと思いますが、今の算定根拠なるもの、基礎算定の部分を先につくらなければならないですよね。ソフトだと何クラスになるかとか、それからハード面だと教室数はわかっていますから、では全体で何年何クラスになるから、そこは見た上で改修が必要だとか、増築が必要だとか、そういうふうな判定をかけなければならないわけですね。

いつの時点でそれを捉えるかというのが今度は問題になってきますから、来年での児童生徒数で捉えるのか、5年後の児童生徒数で捉えるのかという、そこら辺も問題になるわけですね。その算定根拠をはっきり示すまでも結構時間がかかると思います。あとは、金額は絞り込んでいけば出ると思うのですが、これを、そっちをやったりこっちをやったりするような業務の中では、多分難しいのではないかと考えます。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、まず10ページにある実施方法みたいなものを、こういうことでやるのだということになったら、推進するためには学校再編を専門とするセクションの設置が必要になってくると。それで、そういうところで具体的にその概算も出して、ある程度の概算も出してもらおうと。これを僕は先ほど読んだとき、やっぱり今の教育委員会の体制では、こうやりますよということまでやったとしても、具体的にやるとなったらかなりの負担、できないのではないかとというのが僕の正直な感想なのですけれども、どうですか、寒河江さん。こういうことでやりますよとなった場合に、今のスタッフでできるのですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 4年前から無理だと思っています。

委員長（後藤眞琴君） だったらこれ、大友さんが最初に学校再編を専門とするセクションの設置が望まれて、それでこういう業務をします。こういうことを、きちっと総合教育会議でも確認をしなければならないですよね。こういうことは大丈夫ですねという。

あと、この具体的なスケジュールは、これはあくまでも仮のものだと。

きょう示した2つのもの、環境整備方針と再編ビジョン、これは傍聴される方にも渡してありますけれども、これは最後に回収しますのでよろしく申し上げます。あくまでも仮のもので、よろしく申し上げます。あと、続きをお願いします。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、現段階ではここまでなのですが、12月中にもう1回教育委員会があるのですが、この実施期間のところですね。それから、そこを教育委員会としてはもうはっきり、先にこれをしたいと、中学校なら中学校。何かこれを見てもなんとなくそれを読み取れそうなのなのですが、中学校が32年度に工事と書いていますが、その辺をはっきり教育委員会として、いろいろな意見を聞いてこういう方向になりましたと。そこまで私は入れたほうがいいのかなと。

委員長（後藤眞琴君） もっと具体的にやるということですか。

教育長（佐々木賢治君） 今日ではなくて、最終的に。最終的に住民の方からいろいろな意見を聞いて、まずそれをもとにビジョンを策定しますと。そして、教育委員会として、ここだけは一つの方向付けを決めましたと。それが明確にわかるようなものが実施期間の中に含まれると思うので、提案的なものを示したほうがいいのかなと思っているのですが、最終的にですね。

委員長（後藤眞琴君） もう、これは示されていますよね、中学校統合は。

教育長（佐々木賢治君） 2校なのか3校なのか、ちょっとそれがわからないので。

委員長（後藤眞琴君） これで具体的なことが、全部示してあるのですよ。

ハード面で小学校の場合は3校にすると。それから、中学校の場合は3校を1校に、全部書いてあるのですよね、7ページから8ページのところに。

教育長（佐々木賢治君） そこを、2期目はどこにいて、どっちが先に進むかということはないですから。

委員長（後藤眞琴君） どっちが先というのはないけれども、この表から、実施期間から、28年度に説明をして、29年度は協議、30年度は方針決定となっていますよね。それで、設計、工事と。それで、小学校の統合を説明して32年度に方針決定、それから33年は設計、工事と。これを見ますと、中学校が早くやるということはわかりますけれども、やっぱり文言で入れておいたほうがいいかもしれませんね。

教育長（佐々木賢治君） なるほど。そうですね、前の流れでいうとそういうことですね。

委員長（後藤眞琴君） ええ。これはどこかに、中学校を先にすると。それで、その辺のところをみんなで協議すると。

教育長（佐々木賢治君） 10ページの実施期間のところに、箱書きで詳細スケジュールをどう示すかと書いていますが、このスタイルでいいというふうにここで決定していただいているのですか。

委員長（後藤眞琴君） それもみなさんのご意見を。

2番委員（成澤明子君） 保護者の皆さんから、いろいろお聞きすることがありましたよね。そのときに、何か遠い未来のことをやっているのか、それとももう道筋が決まっているのか、自分たちとしてはもうするべきだったらさっさとというような気持ちがあるというような意見も出ていましたから、このような示し方をされれば、何となくずっと受け取ることができるのではないかと思いますので、いいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 現実味は出てきますよね。

ほかに何か。いっぱい意見を聞かせてください。9ページですけれども、ソフト面の学習形態の多様化による少人数指導の実施を行うと。

これは僕がイメージしているのは、少人数指導は、今は2段階でやっているのですよね、教育長さんの説明では。僕は、これは3段階にしたいと思うのですけれども。その3段階というのは、基礎が不十分なグループ、それから基礎はあるのだけれども活用力が不十分、もう一つは基礎もあり活用力もあり、それをさらに進めていくと。ほとんどこのグループでは指導者は要らないような状態で進めていけると。その3段階をつくって進めていったらどうかという考えでいるのですよね。

教育長（佐々木賢治君） 現実的には、私は中学校だけだったので具体的にはそこしか言えないのですが、小学校も後で岩淵先生からお話ししてもらいますが、いろいろな条件、指導者、子ども、場所。やっぱり2段階がぎりぎりですね。基礎基本のいわゆる習熟度別ですと、基礎基本グループ、それからそこをよく理解してそれをもとに自分で自分の課題を見つけて自分で学習できる子どもたちのグループ。どちらかという上の方のグループが少ないのですけれども、基礎基本のほうは多いのですね。特に英語・数学などはそういうふうに分かれて2グループぐらいがよろしいのでは。

スタッフの問題、場所の問題が、現段階ではぎりぎりだと思います。3グループになると、教室もさらに要りますし、指導者の問題。実際、中学校ですと、少人数学級、習熟度別学習をするときに、時間割りをよく見て、理科室はこのときは使っていないからあれを入れようとか、やりくりが結構大変です。余裕教室というのはそういう意味でなくなってきますので、現状では習熟度は2段階ぐらいかなと思います。小学校は岩淵先生から。

委員長（後藤眞琴君） それは僕もわかりますけれども、この際だから、子どもの立場に立って、もう一段考えてその現実的な、まず町長さんとお金の面もありますよね。そういうことを踏まえてやっていって、まあやむを得ない、できないとなったらまた2段階。それで、3段階にできるところも設けられたら設けるというような、最初にはちょっと理想みたいなものを掲げてもいいのではないかという感じではいるのですけれども、現実的には教育長さんがおっしゃられるように、かなり難しいなと思いますよね。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さんが言われるようにやったら本当にいいのですけれども、なかなか難しい。

4番委員（千葉菜穂美君） 表があって見やすく、とてもわかりやすいと思います。やっぱり、いま子どもたちの人数は少なくなっているのですよね。未来のことではなくて現実的に、保護者の方は現実感がない感じで捉えているので、現実なのですよというのを示すには、こういう表があって効果的でわかりやすいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 成澤さん、厳しい意見どうですか。もっとこういうふうにしたらいいかとか。

2番委員（成澤明子君） 今まで私たちがずっと、毎回このことについて話し合いをしてきましたので、そういった内容が入っていれば十分だと思います。わからないのですけれども、今まで随分、行きつ戻りつやってきましたけれども、その内容が網羅されていれば十分だと思います。

委員長（後藤眞琴君） 留守さん、どうですか。

3番委員（留守広行君） 具体的に実施時期とかが示されれば、こちらのほうの思いが、保護者の皆さん、住民の皆さんも十分理解していただけるのではないかなと思います。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、一つよろしいでしょうか。事務局で案を提案しているのですが、大友参事のほうからハード面とソフト面で分けて見やすくしていただきました。

ここにある9ページのソフト面については、私の認識では学校再編が整った際にはこのようにスタートしたいのだと思っていましたのですけれども、いま委員さん方の意見を聞いていると、このソフト面については来年度からでもすぐでもやってもいいのではないかと、というような気持も何か見え隠れしているように聞こえてきたのです。それで、その部分はやはり教育委員会として、28年度から町長に対してこういったクラスをつくりたいのだからということでお話ししていくのか、それともあくまでも学校が再編したあかつきはというような条件で考えるの

か、そこをはっきりさせておいたほうがいいのかと思いました。

委員長（後藤眞琴君） 僕は、再編されたあかつきにはという部分で考えているのですけれども、ほかの委員さんは。

2番委員（成澤明子君） 学校再編基本ビジョンという中で述べているので、再編のあかつき
のことで良いのではと。来年4月からすぐに再編するわけではありませんので。

それで、答申があって、アンケート調査をして、そして基本ビジョンまでにたどり着こうと
いうこの道筋がわかるという点では、受け取るほうでは受け取りやすいのではないかなと思
います。答申がありまして、それからあと実際のアンケートもしたらこのような結果だし、意見
交換会もしましたよね。それを考慮しつつ、再編ビジョンをこのようにしましたという
と捉えやすいのではないかと思います。

委員長（後藤眞琴君） 留守さん、いかがですか。

3番委員（留守広行君） 委員長に前から再編後にできればという話だったと思うのです。そ
れも難しい、なかなか35人でも難しいと言われていきますので、目指す目標は高く、現実を見な
がらという部分になると思います。

委員長（後藤眞琴君） では、千葉さん。

4番委員（千葉菜穂美君） 同じく、再編したあかつきにはだと思えます。何かやっぱり人数が
少ないほうが良いと思えますけれども、来年にでもしてもらってもいいかなとは思
うのですけれども、それではちょっと今まで話し合いした経過がありますから。再編の話し合いの部分で
検討しましたので、再編のあかつきでよろしいかと思います。

委員長（後藤眞琴君） 教育長さんは、来年からでもしてほしいですか。

教育長（佐々木賢治君） もう、当然ですね。例えば、この計画で32年度に工事をして、33年
度からスタートするのであれば、準備期間として1、2年前、これからはソフト面の準備期間
として、やはり当然必要になってくるのではないかなと、これは想定ですけれども。今後の話
なのですが、来年からしていただくのであれば人事やり直しをしなければいけないのですが、
もちろんそれは無理ですけれども、再編ビジョンですので、基準はそこに合わせて、あとはで
きるものは早目に準備をしていくと、特にソフト面。そういうことだと思います。

委員長（後藤眞琴君） 事務局、今のようなことで。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますか。

では、そういうことにいたしたいと思しますので、よろしく願います。

それでは、本件は継続協議事項ですので、再編ビジョン策定に向け、総合教育会議の場でも協議を行っていきたいと思います。

協議事項 日程第10 美里町総合計画について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第10、美里町総合計画について協議内容を説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、私のほうから説明させてもらってよろしいですか。

委員長（後藤眞琴君） はい、よろしく申し上げます。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 美里町の総合計画につきましては、9月13日に町長から諮問を受けまして、総合計画審議会で継続して審議を続けてまいりました。

それで、11月15日の第4回の審議会、これが最終の予定でしたが、部会によってはまだ審議が終わっていないというところもありましたし、また委員さんからいろいろな意見が出まして、前回の第4回で委員さんから一任される形で、昨日は会長と各部会の部会長さんに出席をいただきまして、本日お手元に配付しております教育文化部会の報告書、これを承認いただきましたし、また委員からの意見が総合計画へ反映されたのかの確認をしまして、昨日町長に答申を行っております。

ただし、その中で附帯意見が出されております。といたしますのは、町の将来像、2040年の将来像なのですけれども、総合計画では「産業が発展し、人が集い、賑わいのある生き生きとした暮らしができるまち」という将来像ですけれども、特に教育文化部会では学校教育とどうかわかっていくのか理解できないという意見が出されておまして、教育文化部会では、合併時の建設計画から引き継いで、前回の総合計画の将来像の「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」を継続してほしいということで、全体会の審議会の中でお話をいたしました。しかし、残念ながら町の将来像については原案のとおり決定されておりますので、前回の「人つどい」の継続を求める意見がありましたという形で附帯意見を付されております。

それから、計画の展開が、施策の目的、そして現状と課題、施策の展開、関連事業及び施策の指標について、一部関連性のないものが見受けられますので今後十分精査を行うことという2つ目の附帯意見が付されておりますし、また原案中の表現方法はより住民にわかりやすいものとするということ、この3つの附帯意見が付されて答申をされております。

本日お手元に配付しておりますのは、昨日提出された資料で、事前に委員さんのほうには、

当然提出できるものではありませんでした。内容については、きょうは特に触れませんので、今後のスケジュール的なものを報告させていただきます。

12月の教育委員会定例会の中で、この総合計画案が町長のほうから提出になりまして意見を聴取したいという形で行われるそうです。これは教育文化部会だけになりますので、5つの部会と、それから将来像を含めて基本構想等の一連のものです。その意見を聴取したいということで、12月の教育委員会の中で提出されまして、1月の末ぐらいいまにはその意見を調整していただきたいという担当課、企画財政課の意向のようです。

今後のスケジュールについて報告をさせていただきながら、今後審議をいただく形になりますので、以上になります。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明や今後の進め方について、意見や質問などございますでしょうか。

僕、ちょっとお聞きしたいのですけれども、将来像、これはどんなふうな手続で決まったのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 大変残念だったのですが、審議会の中で意見がやはり2つに分かれまして、採決という形になりました。

委員長（後藤眞琴君） 採決だったと。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。この「人つどう」という前計画の将来像については9人の方が、それから今度の新しい総合計画については、10人の委員さんということで、10対9で原案どおり決定ということになりました。以上です。

委員長（後藤眞琴君） これが採決に値するかどうかは。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 私がこの場で何も申し上げることはございません。

委員長（後藤眞琴君） そういう意見はなかったのですか。こういう問題を採決していいのとか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） その審議会の中で、委員さんの中からそういうご意見が出て、では採決というような会長の判断ということになったようです。

委員長（後藤眞琴君） 委員の中から、採決したらどうですかという意見があって、それを会長が引き受けて、採決に持っていったということですか。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、そういうことです。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございますか。

そうすると、僕たちがこれから検討するのは、今日いただいた美里町総合計画・美里町総合

戦略（案）、教育文化部会のものに関してだけですか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いや、共通する分も当然これに関連してきますので、その部分も当然審議いただくような形になります。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、将来像に、これが全部合っているのかどうかという、そういう検討もしなければならぬわけですか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 当然そのようになると思います。

委員長（後藤眞琴君） その辺、どうですか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ただ、基本的に町長から出されたものでありますので、その辺がどのように反映されるかというのは、ちょっとわかりませんが、意見を述べることは可能だとは思いますが。

委員長（後藤眞琴君） 例えば、「産業が発展し」というときに、この将来像には、教育委員会では、教育をどうするかというビジョン、それとあわせて考えるようなものでは、ちょっと審議できないでしょうという意見で、前の将来像に基づいてこういうことをやっています。これ、やっているのはそうではないかと思うのですよね。ここに書かれているのは、まだちゃんと読んでいないものだから。その辺のところの矛盾する点があったら、どんなふうになるのか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それは教育委員会としての意見として、町長に申し述べることは可能だとは思いますが。

委員長（後藤眞琴君） では、そういうことだそうですね。

それで、1月末だから、全体的なものは次の定例会で資料を渡してもらって。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 12月定例会の事前に、当然配付できるようにとはお願いをしております。ですから、告示の日にお届けできるのかなというふうに事務局では思っております。

委員長（後藤眞琴君） それでは、今日はそんなにここを協議しなくてもいいわけですね。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですね。きょうは配付したばかりで、皆さん中身については当然お読みになっていないので、あとは前にお渡ししました原案と比較検討していただければなと思っております。かなりの部分で文言の変更等ありますので、その辺のチェックもお願いしたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） それでは、その協議は次の定例会にすることにいたしまして、今日はこの辺でこの議題については終わらせてよろしいですか。

それでは、本件は総合計画策定審議会から答申を受けた後に、町長から改めて教育委員会に

意見を求められますので、その際に再度協議をしたいと考えております。では、よろしく願いします。

協議事項 日程第11 第2回美里町総合教育会議について

委員長（後藤眞琴君）では、次に日程第11、第2回美里町総合教育会議について協議内容を説明お願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君）委員長よろしいでしょうか。それでは、先週の教育委員会定例会の招集告示とともに、27日に開催されます総合教育会議のご案内状と資料を配付させていただきました。また、今日その総合教育会議の追加資料としましてお渡ししてあるところでございます。

この総合教育会議において、今回その議題となっているものについては、前回の5月の会議において修正を予定しておりました会議の公開及び傍聴に関する規程の見直しです。これについては、ほぼ委員の意見が反映されておるので問題ないと思うのですが、2つ目の放課後児童対策における教育委員会と町長部局との連携が協議事項として挙げられております。このことについては、教育委員会の場でもまだ皆さんで意見を調整していないところがありましたので、本日この場にてその意見を調整した上で、総合教育会議に臨んでいただけたらと思っております。

また、3つ目の協議事項の学校再編ビジョンにつきましては、先ほどの環境整備方針の協議の中で済んでおりますので、これは必要ないかと思えます。

また、こちらのほうには入っておりませんが、その他の中でいじめ防止対策についても、これは総合教育会議の場でお話し合いいただきたいと思っております。

それで、本日はこの協議事項の2つ目である放課後児童対策における教育委員会と町長部局の連携について、いろいろとご協議いただきたいと思えます。

それで、資料につきましては、皆様方のほうにお配りしております第2回美里町総合教育会議資料2の内容となっております。これについては、事前にお目通しはいただいていたかとは思いますが、小学生の子どもたちでございます。学校が終わった後、家庭に戻っても両親がいない子どもたちは、いま放課後児童クラブといいまして、児童館もしくは学校施設にあります施設で過ごしているというのが現状でございます。ただ、ここ数年来、放課後児童クラブを利用する子どもたちが増えております。また、国の施策によりまして、その子どもたちに対応することが喫緊の課題となっております。そういった中で、美里町においてもその子ど

もたちに対する支援の部分をどのようにしていくのかということが、住民の方々からも求められているところでございます。

そういった中で、放課後子ども総合プランという国の新しい計画では、教育委員会と町長部局が協力連携し合って、学校が終わった後の放課後の子どもたちのあり方をきちんと町村でも決めてくださいよということが示されております。

そして、資料4ページの6にありますけれども、教育委員会への確認事項となっておりますが、平成27年3月に策定した美里町子ども子育て支援事業計画に基づいて、今後放課後や週末に児童を対象とした各種事業の計画を整備しなければいけませんよと。そういった中で、町長部局、これは子ども家庭課が主に行っておりますが、子ども家庭課と教育委員会が協力連携し合っていく中でそれを進めなくてはなりませんけれども、3つの課題を、今回の総合教育会議の場でお話ししたいということでございます。

一つについては、放課後における学力向上対策の可能性です。学校が終わった後の時間を利用しまして、預かりといいますか、放課後にその施設を使った保育というのでしょうか、居場所が必要な子どもたちに対する学力向上対策が可能ですかといったことが1つ目。

2つ目としましては、各学校にある余裕教室、またはいま教育委員会でいろいろと協議しております学校再編によりまして新たに発生する余裕教室があるのかどうか。

また、3つ目としては、いま現在もある余裕教室を利用した放課後児童対策の事業ができるのですかと、この3つのことを明後日お話し合いしたいということになっております。

ですので、きょうこの場でこの3つのことにつきましては、教育委員会委員の皆様方の意見というか、総意をもって、総合教育会議に臨んでいただけたらと思っておりますので、この分について、今から、時間が随分長くなって申しわけないですけれども、協議していただきたいと考えております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） 皆さん、休み時間をとらなくていいですか、どうですか。休んだほうが。

2番委員（成澤明子君） この件が終わってからで。

委員長（後藤眞琴君） では、この件が終わってから休むことにします。では、ご意見を願います。

では、進め方。まず、協議事項での総合教育会議での協議事項に沿って進めていきますね。（1）の美里町総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程についてと。これは、資料1についていますね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、この件については前回の会議において、委員の方々の了解事項だったものですが、若干説明させていただきます。

5月の会議の際に、傍聴者は必要に応じて定員を定めると。その傍聴の定員を大体5名程度ではないかということで説明したのですが、傍聴する際の定数をきちんと決めたほうがよしいというようなお話が出ました。

そのために、今回その修正の傍聴の規定では、会場の規模に応じて定数を定めるということに訂正させていただきたいということでございます。

なお、会場となる会場の規模といっても、想定する会議場は美里町役場本庁舎3階の大会議室を想定しているそうです。これは資料の2ページ目に書いてあるのですが、本庁舎3階大会議室で開催した場合は、12名ぐらいは傍聴できるということでしたので、この定数については、12名としたいと。ただ、その規定の中では人数は定めません。あくまでも町民に対して会議の開催などのお知らせをする際に、定数12名ということにさせていただきたいというのがこの事務局の案でございました。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

時間の節約のため、この件について僕が説明いたします。この教育総合会議で総務課秘書室の担当である伊藤博人さんから、僕にお話ししたいことがあるということで、この総合教育会議のことで。それでこれを示されて、いま寒河江さんから説明のあった修正後の第4条第2項の「町長は、会場の規模に応じて会場を傍聴できる者の定員を定めるものとする」と。これで、会場の規模に応じてとやったら、わざわざ狭いところを選ぶかもしれないからこれを取ってと言ったのですよ。それで、これを取って、修正前の3、これを入れてと。そうすると、「町長は会議を傍聴できる者、（以下「傍聴人」という。）の定員を定めるものとする」。それで、3番目、「前項の規定により傍聴人の定数を定めるに当たっては、より多くの者が傍聴できるよう配慮するものとする」と。そうすると、恣意的にする余地がなくなってくるのでないかというもので、そういうふうに教育委員会でお話ししますので言ったら、何も問題ありませんということでしたので、その辺のところも意見を聞かせていただければと思います。

何か、どうですか。

では、もう一度読んでみます。「町長は、会議を傍聴できる者（以下、「傍聴人」という）の定員を定めるものとする」。それで、3番目を入れると。「より多くの者が傍聴できるよう配慮するものとする」と。では、そういうふうにしたいと思いますので、よろしく願います。

では、次の放課後児童対策の教育委員会と町長部局の連携について。これは寒河江さんが説明してくれた件、これについてお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） すいません。いま委員長の意見は修正案という形になるわけですか。

委員長（後藤眞琴君） そうです。修正後というもの、これを一応、総合教育会議事務局から提案されたものに、教育委員会でこの「会場の規模に応じて」というのを取ってくださいということで、それで修正前の第3項を入れてくださいというふうに提案するのです。渋谷次長さん、何か。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いえ、前に戻すということですよ。前に戻すというよりも、第3項が入るということですよ。

委員長（後藤眞琴君） ええ、修正後に。それで、修正後の「町長は会場の規模に応じて」を取る。これは削除、よろしいですか。

教育長（佐々木賢治君） ちょっとすいません、今度の総合教育会議では、今のように直したものを提案されるのですか。

委員長（後藤眞琴君） ええ、そのようにします、教育委員会として。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。いま教育長が言われることは、これはもう資料として各委員にも全て配付されておりますので、当日修正案として別な資料が渡されるのかと。

委員長（後藤眞琴君） いえ、渡されないと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） この資料でもって、その場で教育委員会の定例会でこのようにしたほうがいいというような意見であったので、どうでしょうかということ、その総合教育会議の場で諮るということですね。

委員長（後藤眞琴君） はい。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。それは、事務局のほうもわかっていると。

委員長（後藤眞琴君） ええ、これで何も問題ありませんということです。

教育長（佐々木賢治君） 何も問題ありませんというのは、教育委員会でそういうふうに協議したことは問題ありませんということだね。

委員長（後藤眞琴君） そういうふうに訂正して問題ありませんと。そこで、教育委員会が出したものを町長が了承してこういう文言に直すということには、問題ありませんと。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 総合教育会議は協議調整の場ですからね。それは可

能だと思えますけれども。

教育長(佐々木賢治君) そうすると、あくまでもこの案で出てくるわけですね、当初の案は。教育委員会としては、この「会場の規模に応じて」は削除したほうが良いと思えます。そして、修正前の第3項はそのまま右側にスライドして入れたほうが良いですと。

委員長(後藤眞琴君) はい、その理由は先ほど述べました。会場の規模に応じてと言いますと、人が悪い人だと、小さい規模の会場をわざわざ選ぶことも考えられますので。

教育長(佐々木賢治君) 次のページの定数についての事務局案というのは、これは全くなくなるわけですね、今の案が通れば。

委員長(後藤眞琴君) そうですね。

教育長(佐々木賢治君) 定員を定めるものにすると。そして、その定員、定数を定めるに当たっては、より多くの者が傍聴するよう配慮すると。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 定めるのだけれども、配慮するということですね。

委員長(後藤眞琴君) ええ、より多くの者が傍聴できるようにと。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) これ、難しくなりますね。

委員長(後藤眞琴君) それで、何か問題が起こって、傍聴者が多く押しかけるような場合は、その配慮をするのだから、せざるを得ないでしょうというようなことでした。

教育長(佐々木賢治君) 第3項はなくてもいいのでは。

委員長(後藤眞琴君) いや、定員を勝手に定めるというのはまずいですから。

教育長(佐々木賢治君) より多くの者が傍聴できるように配慮すると。

委員長(後藤眞琴君) ええ、これが大事なのです。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) それでは会場が決まって、第2項をそのまま生かしてはダメなのですかね。

教育長(佐々木賢治君) 町長は、より多くの者が傍聴できるように定員を定めるものとする、何かおかしいな。

委員長(後藤眞琴君) それでも、趣旨は同じですよ。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 必要に応じてというのはおかしいので修正があった。

委員長(後藤眞琴君) 一応、町長は定員を定めますよと。ただし、定めるに当たってはより多くの者が傍聴できるように配慮しますよという、そのほうが、傍聴者にどうぞ来てくださいという情報公開の原則には立っているのではないかと思うのですよね。

ほかの委員さん、ご意見何か。

2番委員（成澤明子君） この項目がありますけれども、2の修正について案が出て、それから2ページに行って傍聴者定数について事務局案ということで、四角で囲んであるのですけれども、これも明文化するものなのですか、しないのですか。わざわざ事務局案としていますが。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 規程は、あくまでも例規上残るものですね。それで、こちらの事務局案というのは、申し合わせ事項ということでございます。

2番委員（成澤明子君） 明記はしないと、申し合わせ事項だと。

委員長（後藤眞琴君） それは記録に残るのですよね、申し合わせ事項はね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、会議録を作成しますので、それには残ります。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、そういうことにいたしたいと思います。

次に、放課後児童対策の教育委員会と町長部局の連携についてに移りたいと思います。よろしくをお願いします。

これは、事務局の方に確認したいのですけれども、これはあくまでもメインとして担当するのは子ども家庭課だと、こういう理解でよろしいのでしょうか。この仕事を進めるのは子ども家庭課だけれども、教育に関係する部分が、これは4ページ目ですか、1、2、3があるから、この部分に関しては子ども家庭課が教育委員会と連携してやりたいと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのように認識しております。

委員長（後藤眞琴君） では、そういう理解のもとで、この協議を進めたいと思います。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。ただし、の放課後における学力向上対策の可能性については、これは教育委員会がどのように考えているのかというような問いかけだと思います。ですから、現状も踏まえた上で、教育委員会としては可能であるかどうかという総意は持って臨んでいきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） それではその点で、事務局のほうとしては、教育委員会では放課後にどんなことをしているのか、教育委員の皆さんが理解していない部分が多いと思うのですよね。

その辺は、教育長さんはいかがですか。

教育長（佐々木賢治君） ちょっと、その3つに行く前に、ちょっと読みます、前段。

「事業実施の際のプログラムの企画については」、というところからです。「教育委員会を所管として調整していくことを確認しておりますが」、その確認というのもちょっと私はわからないのですが、「今後の調整に当たっては、下記項目について教育委員会としての方向性を

お示しいただいた上で、さらに進めていただきたい」と。進めていただきたいというのは、教育委員会で実施してほしいと、そういう考えなのか。それによって、全然、 、 の教育委員会としての対応は違ってくると思うのです。進めていただきたいというのが、教育委員会で実施していただきたいと、そういうふうに子ども家庭課では考えているのですがいかがでしょうかと。

それから、教育委員会として次の3点について考え方としてはどうなのでしょうかと、それを受けて私どもが進めてまいりますということなのか。かなり違いますね、ニュアンスが。

ですから、教育委員会の見解としては、放課後の学力向上対策を、教育委員会として新たにこれをやるということは不可能です。

委員長（後藤眞琴君） それで、僕は先ほど、これは子ども家庭課でやるのですかと。

教育長（佐々木賢治君） ですから、その前段の部分を総合計画会議の場で確認しなくてはいけないし、教育委員会としてはそういう考え方で話し合いをしましたと。そこだけ、まずスタートラインを確認してからでない大変なことになるのかなと。

委員長（後藤眞琴君） これは、かなり難しい文章なのですよね、第2段落は。今、教育長さんが読んだところ。「事業実施の際のプログラム企画については、教育委員会の所管として調査していくことを確認しております」と。これはどういう形で確認したのでしょうか。「事業実施の際のプログラムの企画については」となっていますね。プログラムがあって、そのプログラム関係については、教育委員会を所管として調査していくことを確認しておりますと。この部分だけを読んだら、教育委員会が所管だから調整するのは教育委員会だと、それはもう確認済みだと。

教育総務課参事（大友義孝君） 今、委員長が読まれたとおりであれば、プログラムの企画は教育委員会でやることを確認しているよと。いつどこで、誰が確認したのか、その辺はいつなのかはちょっとわからないですね。

それで、あとは教育長が言われたように、進めていただければということだから、教育委員会はこういう3つの部分の方向性を確認した上で進めていくのだから、教育委員会が主体というふうになっているわけですね。

委員長（後藤眞琴君） ええ、なってしまいますね。

教育総務課参事（大友義孝君） これは、改めて教育委員会が主体なのかというところに至るのだと思うのですけれども、放課後児童クラブですよね。そういう確認は、もしかしたら生涯学習課があったときに、町長部局のまちづくり推進課とか子ども家庭課とかがやっている

事業が一体だったものがあったのですね。それを、条例の改正によりまして、町長部局のほうで統括するための補助執行とか、それから事務委任とか、分けたのですね、条例を。

そのときのことまで遡って言われているのかどうかというのが、ちょっとこれでは読めないのですよね。その確認という意味なのか、そこは判断できない、これだけを見ても。

委員長（後藤眞琴君） これだけやるのだったら、こういうことを確認するのだから、教育委員会で次の3項目をちゃんと方向性をお示しいただいて進めていってくださいということでしょうね。

教育総務課参事（大友義孝君） 読み方はそうですね。でも、教育委員会で進めるのであれば、もっともこれは考えることであって、教育委員会が主体となって進めれば、当然のことながら考える部分ですよね。別の人がある場合は、こういったことはどうなのですかと聞いてくる部分ですよね。そういった問い合わせが何か交錯しているように見えるのですけれども。その辺ちょっと、私は承知していないところです。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、多分向こうでは、国で示した厚生労働省と文科省で示したプラン、これに書いているのですね。5ページ目。

委員長（後藤眞琴君） これ、みんな持っていないですよ。もらいましたか、これですか。

教育長（佐々木賢治君） 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施というタイトルで、その上の点線の箱、「学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化。実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局となり、これらが責任を持って管理運営に当たる」と、ここから持ってきたのですね。

それから、一番下のほうに、総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討。ここにも教育委員会と福祉部局の連携した放課後対策について取り上げることも想定されると。

委員長（後藤眞琴君） すいません、教育長さん、もう一度、ページ数をお願いします。

教育長（佐々木賢治君） 5ページですが、まず1点目が一番上の点線で囲まれた箱、市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施。学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化。そこに、市町村教育部会と福祉部局などとなり、これらが責任を持って運営管理に当たると。教育委員会単独ではないですね、これは連携してやりなさいと。そういうことで言っているのですよ。それと総合教育会議の活用。その中で、放課後対策のあり方について十分協議してくださいと。それが根拠で、福祉部局からこういった提案が示されたものだと思います。

教育総務課参事（大友義孝君） これだと、教育委員会もしくは福祉部局などですよ。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） あくまでも連携だよ。だから、教育委員会が主体的にというのはどこにもないですよ。

教育総務課参事（大友義孝君） 委員長さん、いいですか。基本的に放課後児童クラブというのはどこの所管でやるかということが重要ですね、そこだけはっきりすれば。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） あとははっきりすると。ただ、その部分の学力向上というのは教育委員会の部門でしょうということで、この部分はかわりを持ってくださいという意味ではないですか。

教育総務課参事（大友義孝君） そう捉えれば、教育委員会としてどう判断するかということですよ。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 表現とすればちょっと、所管という言葉というのは使えないと思うのだけれどもね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 所管ということはおかしいですよ。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 使えないですよ。あくまで、これは市町村が計画を立てるのだよ。その関係で教育委員会の要は余裕教室の部分が入るとかということだから、それで一方的にこれは教育委員会がやれというような言い方というのは乱暴な言い方ですよ。

教育長（佐々木賢治君） 本来は市町村の体制、役割など、運営委員会を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深めるのだから、これを見るとまるっきり教育委員会だけの書き方をしていますけれども。

委員長（後藤眞琴君） せめて、こじつけになるのは、教育委員会が先に出ているからですか。前もって福祉部局、子ども家庭課から教育委員会に話はないのですか、事務段階で。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 事前の協議はないです。

委員長（後藤眞琴君） それでいきなり総合教育会議に出すと。

2番委員（成澤明子君） このキッズクラブといいますか、このプログラムに集まった子どもたちに対するものですよ。そうすると、は放課後における学力向上対策の可能性というよりも、全部の美里町の子どもに対して行うことではなくて、放課後に集まった子どもたちに対することです。教育長さんがお話しされたように、学力向上を期待するというのはちょっと違うのではないかなと思います。

もちろん向上するにこしたことはないのですが、全ての子どもが対象ではないですよ。そこに集まった子どもたちですから、福祉部局と教育委員会で、ともにということなので、どちらかといえば福祉の度合いが強いかないかなと思いましたが、学業を午前中なり学校にいる間に

果たしてきて、そしておうちに帰ったという感じなのでしょうから。そこまで教育委員会が口出しするというのもかえっておかしいのではないのでしょうか。

こうしてくれとか、ああしてくれとか、これは学力向上には結びつかないなどというプランを出すというのは、おこがましいのではないのでしょうか。

具体的に、余裕教室の使用とかいろいろ出てくるのですけれども、そういったことには応じることは、もちろんしなければと思いますけれども。

教育長（佐々木賢治君） 教育委員会としては、放課後に学校を、余裕教室であろうがどこであろうが、そこを活用して学力向上の事業は不可能です、できませんと。週末の学び支援で、今は手いっぱいですと。しかも学校利用ではなくて、近隣のコミュニティセンターとかそういうところだと、大変やりやすいと。

放課後というのはスクールバスの関係もありますから。ですから、教育委員会としての見解、考え方を示してくださいと言われたのであれば、学力向上対策の可能性については、教育委員会としての事業としては、現在の学び支援事業で手いっぱい、表現は悪いですがけれども、私はもう無理だと思います。

委員長（後藤眞琴君） その理由をはっきりさせて、どういうわけで無理なのか。放課後ですよ。学び支援事業は、放課後には当たらない。

教育長（佐々木賢治君） 週末です、放課後ではなくて。土日を利用したり、あるいは長期休業を利用したり。

2番委員（成澤明子君） 全ての子どもを募集することはできませんものね。学び支援では一応、どんなお子さんでもとにかく募集しますよということでやっていますけれども、この場合はある条件のある子どもたちですよ。

委員長（後藤眞琴君） さっきもらったこの資料を読んだら、学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化というふうになっていますよね。責任体制を明確にしないと。それで、明確になった上で、実施主体は学校でなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たるとなっていますから、この責任体制の明確化をするからには、教育委員会、それから福祉部局等と前もって話し合わないとならないのではないですかね。

それで、責任はここにしますと。それを話し合わないで、総合教育会議の場で話し合いとなるわけですかね。

教育長（佐々木賢治君） これを見ますと、プランを立てるために教育委員会と福祉部局で運営委員会を設置しないと。それで協議をして可能かどうか、そして責任の明確化と。

そして、その辺で十分に協議した後に、総合教育会議を活用してそういったことも協議することも、取り上げることも想定されると。ところが、美里の場合はもう、すぐ、何も協議しないで総合教育会議でどうですかと。極端に言えばそうですよね。

委員長(後藤眞琴君) 今お話を聞いている限りでは、前もって何も連絡がないようですよね。

教育長(佐々木賢治君) 何もないですね。ただ明後日、総合教育会議でこれについて町長部局から提案されるわけですね。それについて、教育委員会でどういうふうに協議してきましたかと聞かれます。私はこの間、準備会議で、教育委員会では協議する時間が今日しかありませんので、かなり厳しいということは言ったのですけれども。

ちょっと休憩をお願いしてもいいですか。

委員長(後藤眞琴君) 暫時休憩とします。

午後 4時50分 休憩

〔千葉委員は、自己都合により退席〕

午後 5時30分 再開

委員長(後藤眞琴君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、27日開催の総合教育会議は、よろしく願いいたします。

協議事項 日程第12 平成27年第5回美里町議会定例会について

委員長(後藤眞琴君) 次に、日程第12、平成27年第5回美里町議会定例会について協議内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、時間も押しておりますので、簡単に説明させていただきます。

12月の定例議会においては、教育委員会から条例等の提案はございません。唯一あるのは補正予算の要求でございますが、まだ財政担当のほうともヒアリング等を行っておりません。明日の10時から行うことになっておりますので、まだその要求が認められるかどうかもわかっておりませんので、今回は事務局より町長のほうに提出してある補正予算の概要だけお話ししたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、きょうお渡しした資料で、協議事項平成27年度第5回美里町議会定例会補正予算についてというものでございます。

歳入については、これは補正減のものでありますので、後で目を通していただきたいと思います。

歳出の分での主な増額の要求している部分を説明します。

まず、この教育委員会の運営費でございますが、旅費というか、委員さん方の費用弁償でございます。その部分が不足しておりましたので、31,000円ほどの追加をお願いしております。というのは、ことしは意見交換会のほうにも委員の皆さんに参加いただきました。また、臨時会も、もう既に3回開催しております。今後の開催とかを考えますと、予算が不足すると見込まれますので、その分を要求しております。

また、委託料におきましては、この会議録を調整する部分を外部委託しておりますが、これも臨時会の開催、あとは意見交換会の調整などがありましたので、111,000円ほど不足すると見込まれますので、その不足している分を要求しております。

あと、減額のことについては精査をかけた減額でございますので、説明を省かせていただきたいと思いますが、2ページ目の小学校費においては、今後の修繕料が約90万円見込まれますので、その増額を要求しております。

また、大きな要求としましては、来年度、学校の職員室等にエアコンを設置したいと事務局では考えております。その設置工事をするための設計委託料、約500万円を計上させていただいております。

次に、小学校の教育振興費でございますが、小学校の教員の方々が使います教科書が必要になります。そのために16万円ほどの購入追加をお願いしております。

中学校費でございます。中学校費においても、同じようにエアコンの設置を考えておりますので、約250万円の工事实施設計委託料を計上しております。

また、中学校の就学援助に関してですが、扶助費が60万円ほど不足する見込みでございます。これについては、準要保護といいまして、生活保護ではない、町独自で支援しなければいけない生徒数が当初見込みよりも15人ほど増加しております。それに伴って、約58万円不足するので、その部分の追加の補正をお願いしております。

あと、2ページ目から3ページ目にかけては、今年度、非正規の給食調理員の方々は非常勤職員ということで配置しておりましたが、その方々が4月から年休がとれることになりました。

その年休を取得した際には、その非常勤の方の代替ということで新たな人件費が必要になってきます。そういった金額が、小学校費、中学校費、あとは給食センター費、各々合計すると約40万円不足するということになりましたので、それも予算要求させていただいております。

また、最後になりますけれども、3ページ目の最後になりますけれども、来年度、28年度から学校給食費の公会計化を行います。その公会計化を行う前に、保護者の皆様方から給食の申

込書をいただきたいと思います。それにあわせて口座振替を行うために、口座振替の依頼書も受け付けることとなりますが、その入力作業は2,300件くらい必要が出てくると。この作業を行うために、臨時職員を雇った賃金を要求しているところでございます。

主だったところを説明しました。これはあくまでもまだ要求段階で、確定していないということでご承知おきいただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明について、意見や質問などございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で協議事項を終了します。

その他 日程第13 平成27年12月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴君） それでは、その他に入ります。日程第13、12月教育委員会定例会の開催日について、事務局より開催日の案はございますか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 12月の定例教育委員会でございますが、最初にお渡ししました行事予定表を見ていただきたいと思います。

12月17日まで美里町議会定例会が行われる予定でございます。その議会が終わらないと、定例教育委員会のほうも難しいのかなと。なおさら、先ほど課長のほうからもお話があったとおり、総合計画の意見聴取のほうも求められる予定でございますので、12月の定例会については12月21日から25日までの開催がよろしいのではないかと事務局では考えております。今のところ、21日から25日までの間は大きな行事は入っておりません。委員の皆様方のご都合を調整した上で決定していただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

では、21日はどうですか。いいですか。

教育長（佐々木賢治君） 21日、私は都合が悪いです。

委員長（後藤眞琴君） では、22日はどうですか。

（「いいです」「異議なし」の声あり）

委員長（後藤眞琴君） では22日、ここでいつもの時間。南郷庁舎で午後1時半から定例会でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では、そういうふうにしたいと思います。では、次は22日火曜日とします。

そのほか、事務局や委員から何かございますか。

(「なし」の声あり)

では、次、休み時間をとらないで続けますね。

日程第5 報告第38号 平成27年度生徒指導に関する報告(10月分)【秘密会】

日程第6 報告第39号 区域外就学について【秘密会】

日程第7 報告第40号 指定校の変更について【秘密会】

委員長(後藤眞琴君) 秘密会の会議録は一般には公開しませんが、記録としては残りますので、委員にはその点をご了解の上、発言をお願いします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後 5時40分

終了 午後 6時10分

委員長(後藤眞琴君) 以上で、秘密会の報告事項を終了いたします。

これで本日の議事は全て終了しました。委員や事務局から何かありますか。

(「なし」の声あり)

では、これをもって平成27年11月教育委員会定例会を閉会いたします。長時間、ご苦労さまでした。

午後 6時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年12月22日

署 名 委 員

署 名 委 員